

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、下記の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2)株主を含む様々なステークホルダーと適切に協働します。
- (3)非財務情報を含む会社情報を適切に開示し、経営の透明性を確保します。
- (4)取締役会は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、役割および責務を適切に果たします。
- (5)株主との建設的な対話を促進し、株主の声を経営に活かします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の現状において、定時株主総会における議決権総数に対する議決権行使の比率は90%以上あり、株主構成における海外投資家の比率は0.1%未満であることから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、当面実施いたしません。

【補充原則3-1-2】

現在の当社の株主構成において、海外投資家の比率は0.1%未満であることから、英語での情報の開示・提供については、当面実施いたしません。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在当社では、独立社外取締役1名、独立社外監査役2名を選任しており、それぞれ緊密に連携をしながら、社外の独立した立場から経営に対して率直な意見、厳しい指摘、様々な提言・助言等をいただいております。経営の監督・監視体制として有効に機能していると判断しております。なお、コーポレートガバナンス体制の更なる強化・充実に向けて、社外取締役の複数選任等について前向きに検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

営業上の取引関係の維持・強化など、事業戦略上の重要性を総合的に勘案し、当社の企業価値を高めることにつながると考えられる企業の株式を保有いたします。

当社における企業価値向上の効果を取締役会で定期的に検証しながら、効果が乏しいと判断される銘柄については、株価動向やその他事業上の影響を勘案しながら売却を進めてまいります。

(2)政策保有株式に係る議決権行使基準

投資先企業の持続的な成長と企業価値向上、株主に対する適切な利益還元等の視点から、議案の賛否を総合的に判断し議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主等関連当事者間取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき、当該取引について事前に取締役会の承認を得るとともに、取引後遅滞なく、当該取引の結果を取締役に報告しております。また、当該取引条件は、一般的な取引と同様に決定しており、法令の定めに基づき、有価証券報告書等で開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

(1)経営理念等

当社では「経営理念」および当社グループのすべての役員ならびに従業員が遵守すべき綱領として「企業行動憲章」を定め、当社ホームページに開示しております。

(2)経営戦略、経営計画

当社グループは、平成28年3月期を初年度とする中期3カ年計画を策定し、

・東海地区の食品スーパーとして、全店が「お客様支持No. 1店舗」になる

・従業員が“やりがいと誇り”を持てる会社になる

・株主、取引先、金融機関から信頼される企業になる

という3つのビジョンを掲げ、その実現に向けて、

・当社の強みを最大限発揮

・店舗および本部の生産性向上

・働き甲斐のある職場作り

の3つを経営課題の軸として取り組んでまいります。

当該中期3カ年計画の目標とする連結経営指標は、2年目である平成29年3月期の実績を踏まえて、計画のローリングを行い、平成30年3月期において、営業収益988億円以上(当初計画1,050億円以上)、売上高937億円以上(当初計画1,000億円以上)、売上高営業利益率0.8%以上(当初計画1.5%以上)、自己資本当期純利益率(ROE)3.0%以上(当初計画5.0%以上)としております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。なお、当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指してまいります。

3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

4. 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内昇格の取締役・監査役候補者の指名については、本人のこれまでの実績、貢献度、人格、上司・部下・社外からの信頼度、当社の今後の成長・発展に貢献できる人材であることなどを総合的に判断し、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、最終的に取締役会で決定しております。

社外取締役・社外監査役の指名については、豊富な経験、専門知識、幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有する候補者の中から当社にとって最もふさわしい人材を総合的に判断し、社外監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、最終的に取締役会で決定しております。

なお、取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、透明性・客観性を確保するために、代表取締役社長の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会から代表取締役社長に候補者を答申する手続を経た上で、取締役会に付議しております。

5. 取締役会が上記4を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役会において、取締役・監査役候補者個々の指名理由を明らかにした上で、候補者を決定しております。

また、株主総会参考書類に取締役・監査役候補者全員の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令に準拠して「取締役会規程」において取締役会での決議・報告事項を定めております。また、取締役会で決議される以外の事項については、経営会議で決議される事項の他、「組織管理規程」および「業務分掌規程」ならびに「職務権限規程」に基づき、各取締役の担当職務の範囲と権限を定め、意思決定を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たっては、豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社は定款において、取締役の員数は12名以内、監査役は4名以内と定めており、現在の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。

現在の取締役および監査役は、スーパーマーケット事業に精通し、現場での豊富な経験と知識を持ったプロパー役員に加え、金融機関出身者、一般事業会社の役員経験者、公認会計士など高い見識と専門性を有する方々で構成しております。

取締役会は、社内・社外のバランスや多様性にも配慮しながら、高い見識、能力、豊富な経験と専門性を有するメンバーで構成され、適正な規模で活発な議論を行うことができる体制を構築するという観点から、取締役・監査役候補者の人選等を行っております。

【補充原則4-11-2】

社外監査役1名が他の上場会社の社外監査役を兼務しておりますが、その他の取締役・監査役は他の上場会社の役員を兼任しておらず、全員がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる体制になっております。また、取締役・監査役の重要な兼職の状況については、事業報告等で開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性評価についてはアンケート形式で各取締役・監査役の自己評価・分析を実施し、当該結果をベースに「取締役会の運営と審議」「社外役員との連携状況」などの観点で議論・検討を行い、全体として当社の取締役会は実効性があると評価しております。

今後の課題として、取締役会の審議をより充実したものにする、取締役の相互牽制の強化などの課題があることを認識し、本評価で抽出された課題を解決していくことで取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役として必要な法的知識、今後の事業戦略を立案する上で必要な情報や知識を習得するために、各取締役・監査役に適合した社外講習会や各種セミナーの機会を提供・斡旋し、その費用の支援を行っております。

社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業内容や会社方針等を説明するとともに、就任後は現場における営業活動の実態を理解していただくために、店舗や物流センター等の現場視察を随時実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家に対し、透明性および公平性を基本に、適宜、適切な情報提供を行うという方針に基づき、株主と真摯に向き合いながら建設的な対話を行っております。

総合企画室担当取締役が広報・IRを統括し、総合企画室が責任部署となり、株主・投資家からの問い合わせ、面談の申し込みに対応いたします。また、面談においては、必要に応じて代表取締役社長、総合企画室担当取締役等、経営トップ層が対応いたします。面談内容・結果は、必要に応じて取締役、関係部署等にフィードバックし、経営に活かしてまいります。なお、株主・投資家等との対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底するとともに、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは「サイレント期間」として、取材等を制限いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社なかの	2,127,260	10.41
ヤマナカ共栄会	1,892,431	9.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	962,044	4.71
株式会社みずほ銀行	888,534	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	815,900	3.99
第一生命保険株式会社	691,200	3.38
セコム損害保険株式会社	599,294	2.93
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.52
ダイナパック株式会社	469,700	2.29
株式会社名古屋銀行	459,294	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

特にありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田雅樹	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田雅樹	○	名古屋青果株式会社相談役 東洋ホールディングス株式会社代表取締役社長 学校法人名古屋合唱団専務理事	吉田雅樹氏は、名古屋青果株式会社において取締役副社長等を歴任し、青果物の卸売事業に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	2	0	1	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	2	0	1	1	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役・監査役の指名、報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、代表取締役社長の諮問機関として設置しております。
当委員会は、取締役会の決議によって選任された社外取締役1名、社内取締役1名の2名で構成し、社外取締役が委員長を務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査については監査役会が監査の方針、監査計画等を定め、各監査役は監査役会が定めた監査役監査実施基準に準拠して、情報収集および監査の環境整備に努めております。
また、監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる体制を整備しております。
さらに、監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本孝司	他の会社の出身者													
笠松栄治	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本孝司	○	——	杉本孝司氏は、日東工業株式会社において取締役副社長等を歴任し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。
笠松栄治	○	税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社社外 監査役	笠松栄治氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、豊富な経験および専門知識と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員の資格を充たす社外取締役1名と社外監査役2名のすべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成28年6月開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)および当社子会社の代表取締役を対象に、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大を図ることを目的として、「株式給付信託」を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期の取締役9名の報酬総額は、158百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

当社の取締役の報酬は、基本報酬と短期業績連動報酬および平成28年6月に導入した長期インセンティブ型報酬である「業績連動型株式報酬制度」から構成されております。基本報酬は、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役員毎の職責に応じて定めることを基本とし、短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いおよび各取締役の業績に対する貢献度・成果を毎期評価して定めることを基本としております。業績連動型株式報酬制度は、役員およびあらかじめ定められた中期3カ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役に対して毎期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を交付し、一定割合については金銭で給付することとしております。なお、業務執行を行わない社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。

当社では、取締役の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、平成28年3月に代表取締役社長の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、代表取締役社長に各取締役の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役ならびに社外監査役へのサポートは取締役会の事務局である総合企画室が行っており、取締役会に付議される議案については、資料を配付するとともに事前説明を行っております。

また、重要会議のスケジュール調整を事前に行うことで社外役員の出席率を高め、透明性および客観性のある有効な会議になるよう努めております。

さらに、社外役員に対しては、就任前に当社の事業内容や会社方針等を説明するとともに、就任後は現場における営業活動の実態を理解していただくために、店舗や物流センター等の現場視察を随時実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、監査役会設置会社であります。当社は、法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、当社は経営の透明性向上と客観性確保を通じて、コーポレートガバナンスの強化および充実を図るために社外取締役1名を選任しております。加えて取締役・監査役の指名、報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、代表取締役社長の諮問機関として、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名で構成し、業務執行につきましては、取締役会が法令および定款に則って重要な業務執行を決定し、取締役会で定められた担当および職務の分担に従い、職務を執行しております。

なお、取締役会は取締役会規程に基づき、毎月1回定例的に開催するほか必要に応じて随時開催し、経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督をしております。

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、監査方針および監査計画に従い取締役会のほか重要な会議に出席するとともに毎月1回監査役会を開催しております。監査役は取締役との面談を行うとともに、社外取締役と相互の意思疎通を図るため定期的に意見交換を実施しております。また会計監査人および内部監査室とも定期的に意見交換を実施しております。

職務執行に対する監視の仕組みとしては、取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、社外取締役が取締役会において企業価値向上のための助言と経営全般・利益相反の監督を行っております。さらに、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査しております。

内部統制においては、担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を定期的に開催し、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、総合的なリスク管理体制と横断的な予防体制の整備を行っております。

また、業務執行部門から独立した組織として内部監査室を設置し、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役による迅速かつ確かな意思決定が行える体制と同時に業務執行状況を各取締役が相互に監督する現状の体制が適切であると考え、取締役会を実質的な審議を行うことができる適切な規模としております。

また、当社の社外取締役1名および社外監査役2名は、いずれも当社との間に特別の利害関係はなく、豊かな経験と知識を有する者であり、社外役員のみによる会合を定期的に開催し意思の疎通と情報の共有を図るとともに、当社経営陣から独立した立場で取締役会等の重要会議に出席し、取締役が業務執行の決定・報告を行うことを促しております。以上の理由から経営の透明性向上と客観性確保が可能となる現状の体制が適切であると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が株主総会の議案を十分に審議していただけるよう、招集通知は株主総会日の21日前に発送しております。また、招集通知の発送日前日に当社ホームページにて早期開示しております。
その他	株主総会は映像機器を用いて事業報告のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家に対し、透明性および公平性を基本に、適宜、適切な情報提供を行うという方針に基づき、株主と真摯に向き合いながら建設的な対話を行ってまいります。 総合企画室担当取締役が広報・IRを統括し、総合企画室が責任部署となり、株主・投資家からの問い合わせ、面談の申し込みに対応いたします。また、面談においては、必要に応じて代表取締役社長、総合企画室担当取締役等、経営トップ層が対応いたします。 面談内容・結果は、必要に応じて取締役、関係部署等にフィードバックし、経営に活かしてまいります。 なお、株主・投資家等との対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底するとともに、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは「サイレント期間」として、取材等を制限いたします。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、年次・中間報告書、株主総会招集通知・決議通知、社会・環境報告書、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、総合企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「経営理念」および当社グループのすべての役員ならびに従業員が遵守すべき綱領として「企業行動憲章」を定め、当社ホームページに開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境への配慮を「企業行動憲章」に掲げ、地球温暖化防止と資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組んでおります。また2010年度より「社会・環境報告書」を発行し、社会的活動及び環境活動の内容をステークホルダーの皆様に対して、わかりやすくお伝えしております。 なお、「社会・環境報告書」は当社ホームページに掲載しております。
その他	「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、当社は以下のとおり女性活躍推進の行動計画を策定し公表しております。 1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日 2. 現状の問題点 新卒採用者に占める女性比率は2015年度30.8%、2016年度41.7%である。 女性の平均勤続年数は16.3年で、男性の平均勤続年数の22.0年と比べて短い。 女性の管理職(課長以上)比率は2.96%と低い。 3. 女性登用・活躍推進に対する当社の目指す姿 女性とその個性と能力を十分に発揮することを目指して推進する。 女性の感性・生活実感を経営施策に反映できる体制作りをする。 多様な背景を有する人材を活かす組織風土・労働環境を実現する。 4. 目標と取り組み内容 (目標1)新卒採用者に占める女性比率を50%とする。 平成28年4月以降、次年度採用選考時における選考基準・方法の見直し、面接官への女性の参画 平成29年1月以降、女性社員の活躍状況を採用パンフレット等で積極的広報の実施 平成29年4月以降、配属後きめ細やかなフォローアップの実施

(目標2)管理職(課長級以上)に占める女性比率を5%以上とする。

平成28年4月以降、社内報で女性活躍推進についての当社取組について公表

平成28年6月以降、全社員面談を実施し、女性社員の意識調査・現状把握

平成28年10月以降、女性社員向けのロールモデルとの交流会を実施し、女性社員の意識向上を図る

平成29年4月以降、女性社員の育成やキャリア形成に向けた研修会の実施

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が名古屋証券取引所に開示しております「内部統制システム構築の基本方針」の内容は以下のとおりであります。

当社およびグループ企業各社（以下、「当社グループ」と言う。）は、『お客様の支持を高めることがわれわれの生きがいであり唯一の成長の道である』という経営理念を実現するため、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- (2) 担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- (3) 当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本規程を定め、担当取締役を委員長としたリスク管理委員会は、総合的なリスク管理体制と横断的な予防体制の整備を行う。
- (2) 事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
- (3) 緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画(BCP)を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、取締役会を定期的に開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 3事業年度を期間とする当社グループ中期経営計画および年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、連結ベースでの経営指標および業績管理指標を導入して、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

5. 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および当社グループ各社が相互に協力しあい、総合的な事業の発展を図ることを目的とした関係会社管理規程を定める。
- (2) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ企業各社の営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- (2) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- (3) 当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得たうえで決定する。

7. 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- (2) 当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- (3) 当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認したうえで迅速に当社監査役に報告する。
- (4) 当社の内部監査室およびコンプライアンス室等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に係る事項

- (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- (2) 監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- (3) 監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- (1) 当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (2) これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらない。」と宣言しております。また愛知県企業防衛対策協議会並びに暴力追放愛知県民会議に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集を行うと同時に、警察、暴追センターとの連携に努めております。さらに社内においては、暴力追放愛知県民会議の担当官による「不当要求防止責任者講習」を管理職中心に実施して、平素から自衛措置を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

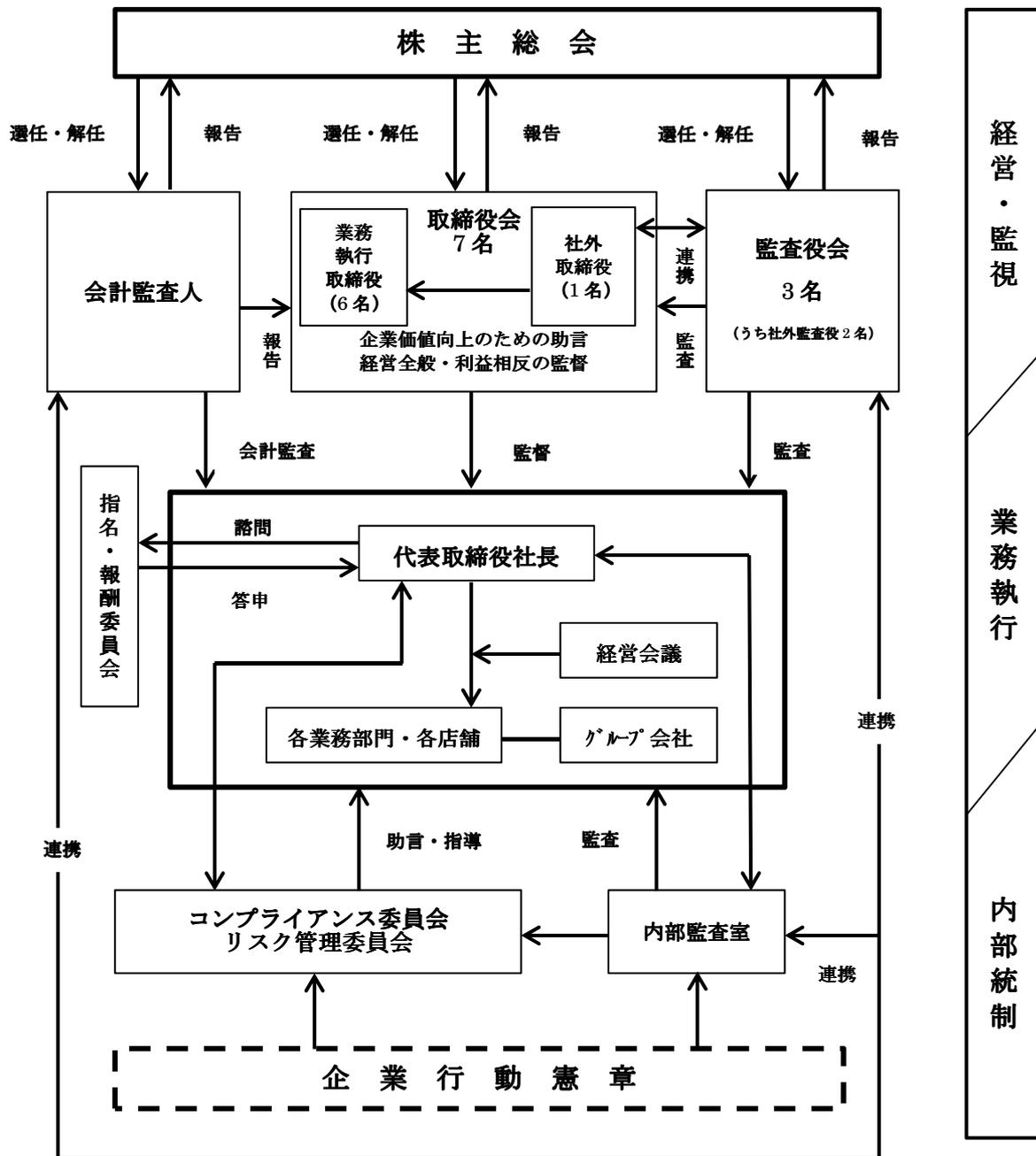
1. 適時開示の基本方針

当社は、企業行動憲章において「当社の定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する」と明文化するとともに、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を網羅的に収集し、適時開示規則およびその他の関連諸法令等を遵守しつつ、公正かつ適時・適切な情報開示を行います。

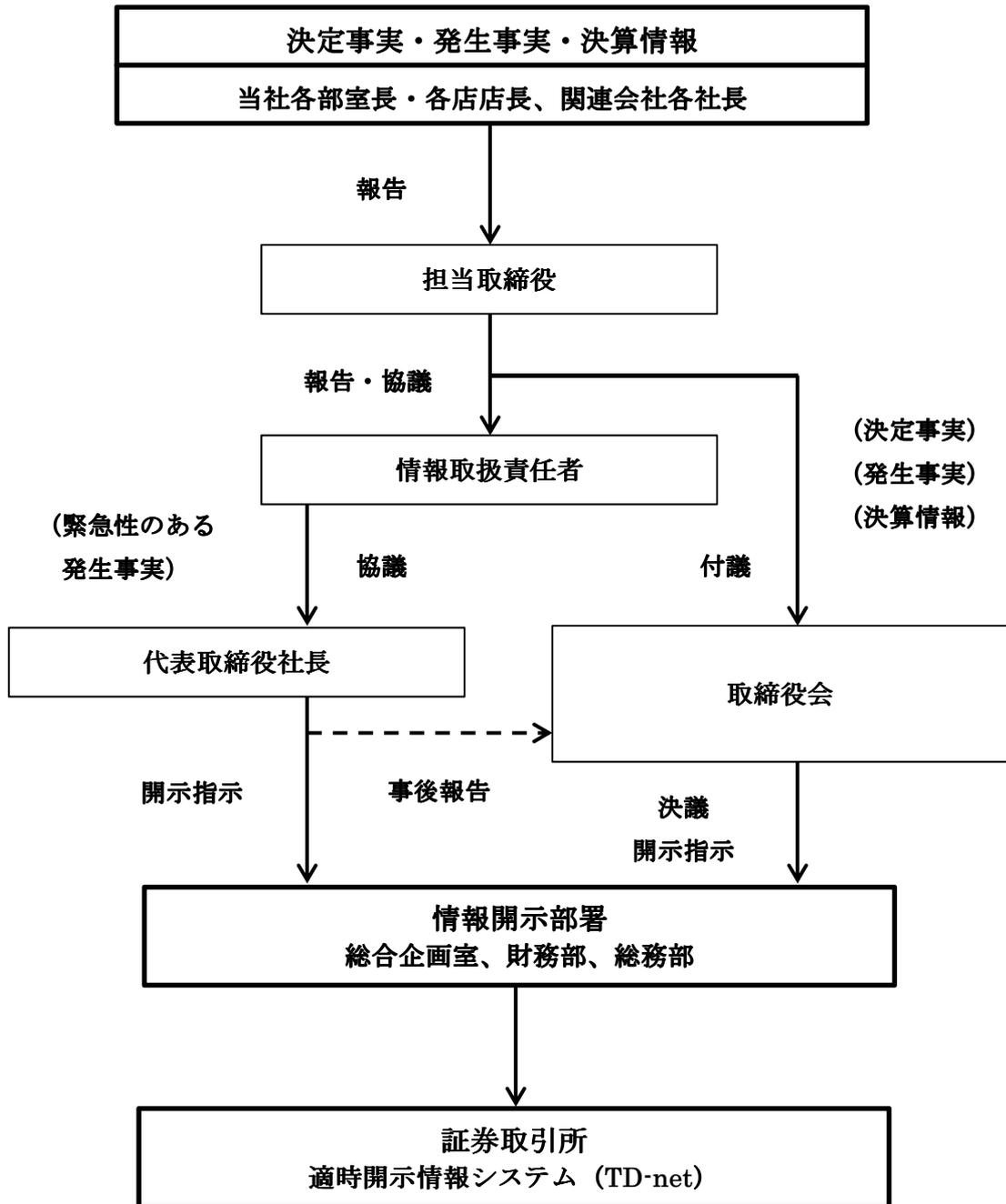
2. 適時開示に係る社内体制

当社は、決定事実、発生事実および決算情報については取締役会において決議後、速やかに適時情報開示システム(TDnet)を通じて情報開示を行っております。但し、発生事実の中で緊急性が認められる場合は、代表取締役社長と情報取扱責任者の協議で開示判断を実施し、より迅速な情報開示に努めております。

会社の機関・内部統制の関係 ガバナンス体制の模式図



【適時開示の社内体制図】



開示後、当社ウェブサイトにおいても速やかに公開する